

## 議案第19号

### 幕別町附属機関設置条例

#### (趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく町の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

#### (設置)

第2条 町の執行機関は、別表の執行機関の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

#### (所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、それぞれ別表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

#### (組織)

第4条 附属機関は、それぞれ別表の定数の欄に掲げる定数の委員をもって構成し、附属機関の組織は、それぞれ別表の組織の欄に掲げるとおりとする。

- 2 委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、それぞれ別表の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

#### (会長等)

第5条 会長、委員長又はこれに相当する職(以下「会長等」という。)及び副会長、副委員長又はこれに相当する職(以下「副会長等」という。)は、特別の定めがある場合を除き、委員の互選によるものとする。

- 2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

#### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、町の附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期
町長	幕別町指定管理者選定委員会	町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定に関すること。	委員長 委員	識見を有する者 施設利用者 町職員	10人 以内	審議 終了 まで
	幕別町災害義援金配分委員会	災害等における被災者に対する義援金の配分計画についての審議に関すること。	委員長 副委員長 委員	関係団体の代表者等 町職員	7人 以内	配分 完了 まで
	幕別町老人ホーム入所判定会議	老人ホームの入所適正化を図るため、老人ホームの入所措置及び措置継続の要否について審議すること。	委員	医師 老人ホーム施設長 町職員	3人	2年
	幕別町生活支援ハウス入居判定会議	生活支援ハウスの入退居の適正化を図るため、生活支援ハウスの入居者の審査及び利用解除要件の認定について審議すること。	会長 委員	識見を有する者 関係機関・団体の代表者 生活支援ハウスに従事する職員 町職員	10人 以内	2年
	幕別町人生学博士選考委員会	人生学博士の認定に関すること。	委員	関係機関・団体の構成員	10人 以内	審議 終了 まで
	幕別町予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき実施された予防接種による町民の健康被害等について医学的な見地からの調査に関すること。	委員	医師 関係行政機関の役職員	5人 以内	2年
	幕別町エネルギー対策推進委員会	幕別町地域省エネルギービジョン及び幕別町地域新エネルギービジョンに基づく、省エネルギー対策及び新エネルギー対策の推進についての審議に関すること。	委員長 委員	識見を有する者 関係機関・団体等の構成員 公募による者	10人 以内	2年
	幕別町農業・農村振興	幕別町農業・農村振興計画の策定及び見直し	委員長 委員	農業関係団体等の構成員	14人	審議 終了

	計画検討委員会	についての審議に関すること。		町職員		まで
	幕別町6次産業化・地産地消推進協議会	町内における6次産業化、農商工連携及び地産地消の取組に関する市町村戦略の策定及び市町村戦略に基づく事業の推進についての協議に関すること。	会長 委員	農業・商工業関係団体等の役員 学識経験者 町職員	18人以内	2年
	幕別町人・農地プラン検討会	集落及び地域が抱える人と農地の問題解決のために作成する人・農地プランの内容についての審議に関すること。	会長 副会長 委員	農業関係機関・団体等の役員又は会員 町長が必要と認める者	10人以内	2年
	幕別町農業委員会委員候補者評価委員会	幕別町農業委員会の委員の候補者の審査及び評価に関すること。	委員長 副委員長 委員	識見を有する者 町職員	7人以内	農業委員会委員の任命まで
教育委員会	幕別町図書館協議会	図書館の利用啓発等に係る調査・研究及び図書館事業の推進に関すること。	会長 副会長 委員	識見を有する者 公募による者 教育長が必要と認める者	10人以内	2年
	幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議	町の小中一貫教育を含む学校教育等についての審議に関すること。	会長 副会長 委員	教育関係機関・団体等の役員又は会員 教育長が必要と認める者	30人以内	1年

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に別表に掲げる附属機関に相当する組織(以下「従前の組織」という。)の委員等である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により当該別表に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員等の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、同日における従前の組織の委員等としての残任期間と同一の期間とする。